

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|------------------------|------------|
| 件名 | 自動券売機・両替機における新紙幣更新作業委託 | No.5200475 |
| 工（納）期 | 令和6年11月30日 | |
| 契約締結日 | 令和6年6月3日 | |
| 契約金額 | 1,001,000円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|----------------------------------|--|
| 契約相手方 | 株式会社エルコム (法人番号：9010801001856) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|-------------|--|
| 件名 | 自動券売機・両替機における新紙幣更新作業委託 |
| 指名業者 (案) | 名称 株式会社エルコム 所在地 東京都大田区千鳥二丁目10番16号 代表者 代表取締役 牧 智彦 |
| 特命理由 | <p>本件は、荒川総合スポーツセンター・あらかわ遊園スポーツハウスで使用している自動券売機・両替機において、令和6年7月3日に新紙幣が発行となる予定であることから、これらの自動券売機・両替機を新紙幣に対応できるように更新をするものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、令和2年度に荒川総合スポーツセンター・平成29年度にあらかわ遊園スポーツハウスに納入・設置した事業者であり、自動券売機及び両替機メーカーの指定代理店である。 本件業務について、当該機器メーカーから故障が起きた際に原因究明について責任の所在が不明確となるため、交換・更新等は設置業者を通して行ってほしいとの回答があった。 また、自動券売機及び両替機については、常に稼働しているものであり停止してしまうとスポーツ施設の運営に支障をきたすため、迅速に対応する必要があるが、上記業者であれば各施設の状況についても熟知しており、過去の当該機器の修繕業務についても履行状況は良好であるため、安全かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |